

新型コロナウイルスワクチン接種について

64歳以下の方へのワクチン接種が始まります。予約の混雑を緩和するため、年齢に応じて順次接種券を送付しますので、**予約開始日に合わせて予約**をお願いします。接種券がお手元に届きましたら、Web予約（前の年代で残っている予約枠のみ）は利用可能です。

■予約開始日■

	64歳～60歳	59歳～40歳	39歳～16歳
予約開始日 (各日午前9時～)	6月24日(木)	6月30日(水)	7月6日(火)

※各年代の予約開始日に合わせて、新たな予約枠を追加していきます。

【15歳～12歳】

中学生以下の方へのワクチン接種については、別途お知らせします。

予約をする際は、以下の点に注意してください。

①接種の間隔について

2回目の接種日は、1回目の接種日から3週間(21日間)後の同じ曜日、時間で予約をお取りします。1回目の予約を取る際は、あらかじめ2回目の接種日のご都合を調整いただき、計画的なワクチン接種にご協力ください。なお、2回目の接種予定日を変更される場合、3週間(21日間)の間隔から大幅に遅くなることもありますので、ご注意ください。

②職域接種について

職域接種(企業や大学等において職域単位でワクチンを接種)をされる場合は、ワクチンの種類も違いますので、町のワクチン接種への二重予約を行わないようにお願いします。

③予約完了通知について

電話予約の方には、接種日までに確認はがきを送付します。Web予約の方には、メールで受付完了メールを送信しますので、【covid19-vaccine@mrso.jp】からのメールを受信可能にしてから予約をお願いします。

④基礎疾患のある方へ

美浜町東部診療所では、基礎疾患優先予約枠を設けています。基礎疾患優先予約枠をご希望の方は、コールセンターへご連絡ください。なお、基礎疾患の詳細については、町ホームページや新聞折り込みチラシをご覧ください。

■予約について■

電話予約の場合、予約開始時等に電話が混み合い、つながりにくい場合があります。Web予約は、スムーズに予約が可能です。

※医療機関への直接予約はできません。

■接種可能な医療機関■

種別	医療機関名
個別接種	・浅妻内科 ・関根クリニック ・レイクヒルズ美方病院 ・さわい皮ふ科クリニック ・田辺整形外科医院 ・美浜町東部診療所
集団接種	会場：美浜町保健福祉センターはあとびあ 実施日：7/3、7/10、7/31、8/1、8/21、8/22、9/11(1回目の接種)

※接種可能な曜日・時間は医療機関によって異なります。詳細は、Web予約ページをご覧ください。お問い合わせ先へお問い合わせください。

※お問い合わせ先 町健康福祉課(担当・武田) ☎ 32-6704

Web予約はこちら



おすすめ



電話予約はこちら

0770-32-0320

国民健康保険税の「資産割税率」と「軽減判定所得基準額」が変わります

国民健康保険税は、病気やケガ等をした時に、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険の被保険者の皆さんに、公平・平等に負担していただくものです。

国民健康保険税の納税義務者は、被保険者がいる世帯の世帯主(※)になります。

(※)…世帯主が国民健康保険に加入していない場合(社会保険や後期高齢者医療保険の被保険者)でも、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主の方が納税義務者(擬制世帯主)となります。

■国民健康保険税の税率等

国民健康保険税は、被保険者に対して3区分(医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分)それぞれについて、課税限度額を上限に所得割や資産割等を算出・合算し、世帯で合計した金額が年間の保険税となります。

今年度からは、世帯の被保険者全員の固定資産税額に応じて計算する資産税割のうち、医療保険分の資産割税率が35%から30%に、後期高齢者支援金分の資産割税率が10%から0%に引き下げられました。税率及び税額については、次のとおりです。

○令和3年度の税率及び税額

区分		税率・税額	課税限度額
全被保険者	医療保険分	所得割	6.3%
		資産割	30%
		均等割	24,500円
	平等割	26,000円	
後期高齢者支援金分	所得割	1.8%	
	資産割	0%	
	均等割	6,500円	
40歳以上 65歳未満	介護保険分	所得割	1.8%
		資産割	-
		均等割	8,500円
合 計	所得割	9.9%	
	資産割	30%	
	均等割	39,500円	
	平等割	38,000円	

所得割額 … 被保険者の所得に対して算出
・課税所得金額(前年中の総所得金額 - 43万円) × 税率

資産割額 … 被保険者の固定資産税に対して算出
・本年度の固定資産税額 × 税率

均等割額 … 被保険者1人につき加算
・被保険者数 × 均等割額

平等割額 … 1世帯につき加算
・1世帯 × 平等割額

国民健康保険税(年額)
= 所得割額 + 資産割額 +
均等割額 + 平等割額

■国民健康保険税の軽減制度

前年中における世帯の所得金額の合計が一定基準額以下の世帯は「均等割」と「平等割」が軽減されます。

地方税法等が改正され、個人所得課税の見直しに伴い、今年度からは軽減判定所得基準額が次のとおり変更となります。

軽減制度利用の申請は不要ですが、同じ世帯に所得の申告をしていない方がいる場合、軽減判定ができません。そのため、**国民健康保険被保険者及びその世帯主の方は、収入の有無に関わらず毎年必ず所得の申告をしてください。**

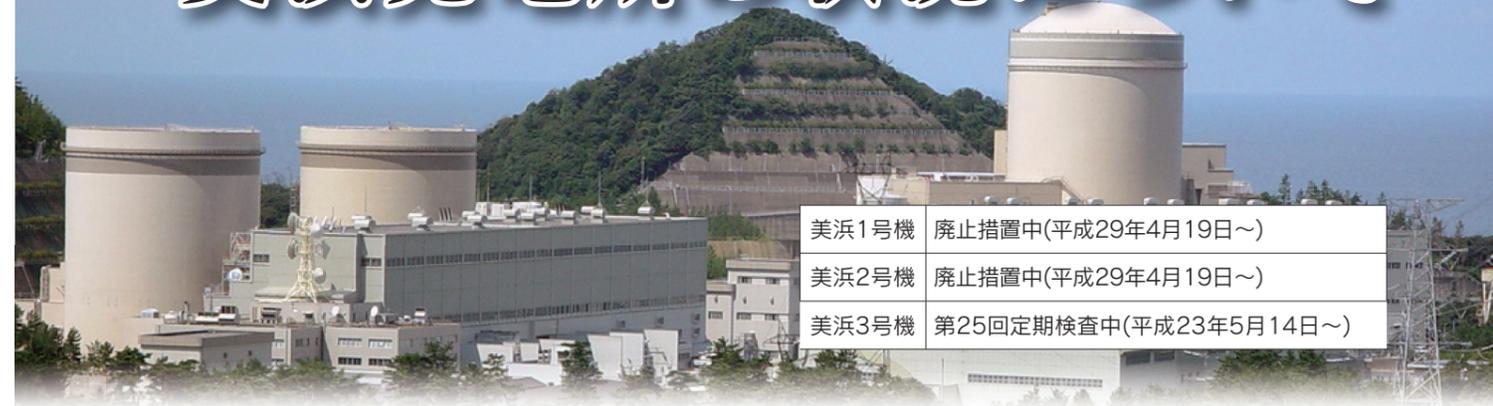
○令和3年度の軽減判定所得基準額

軽減割合	「世帯主(擬制世帯主を含む)」「被保険者」「特定同一世帯所属者(※)」の前年総所得金額等の合計額	
7割	改正前	33万円以下
	改正後	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	改正前	33万円 + 28.5万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数 以下
	改正後	43万円 + 28.5万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	改正前	33万円 + 52万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数 以下
	改正後	43万円 + 52万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

(※)…国保から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も世帯主及び世帯構成に変更のない方

※お問い合わせ先 町税務課(担当・青池) ☎ 32-6702

美浜発電所の状況について



美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

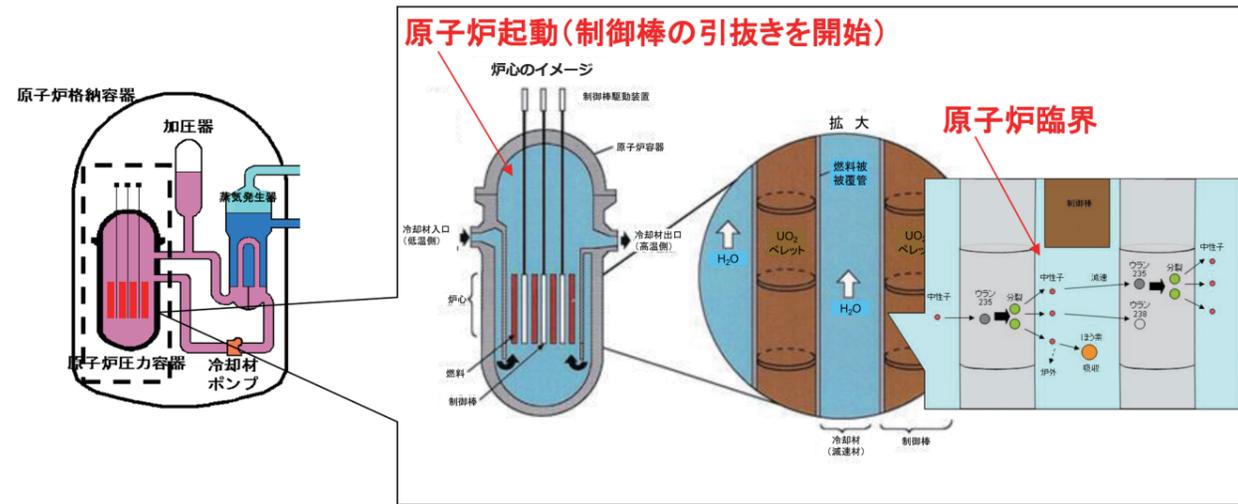
燃料装荷

使用済燃料プール内に保管中の燃料集合体を、クレーン等を用いて原子炉内の所定位置に装荷する作業。



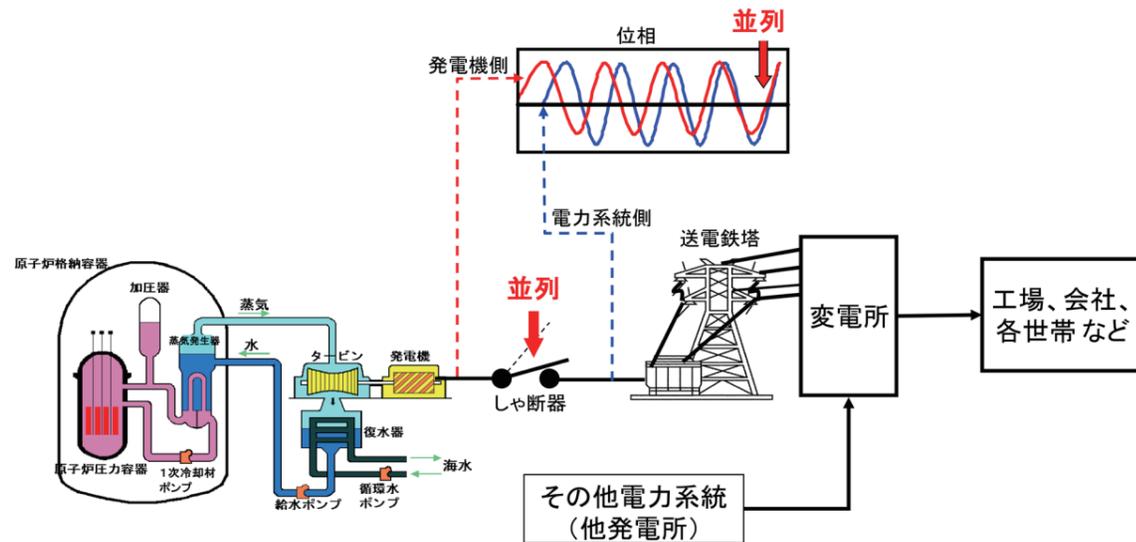
原子炉起動・臨界

制御棒の引き抜き操作を開始して原子炉を起動。その後、核分裂を制御するための制御棒の引き抜きを徐々に、核分裂の連鎖反応が維持される状態(臨界)とする作業。



発電機並列

発電機で発生させた電気を商用電力系統に送り出すため、発電機と商用電力系統の電圧、周波数、位相を合わせて接続する作業。



再稼働工程について

美浜発電所3号機では、美浜町及び福井県の再稼働に係る同意を受け、安全最優先で稼働に向けた準備が進められています。5月20日から燃料装荷を開始しており、今後は6月下旬に原子炉起動、7月下旬には総合負荷性能検査を行い、本格運転を開始する予定です。

平成23年5月の定期検査開始以降、実に10年ぶりの稼働であることや福島第一原子力発電所の事故後に導入された「運転期間延長認可制度(※1)」に基づく初めての40年超運転となることから、燃料装荷開始から最終検査までの期間においては、発電所常駐要員(※2)を最大で約2倍に増強して対応することとしています。

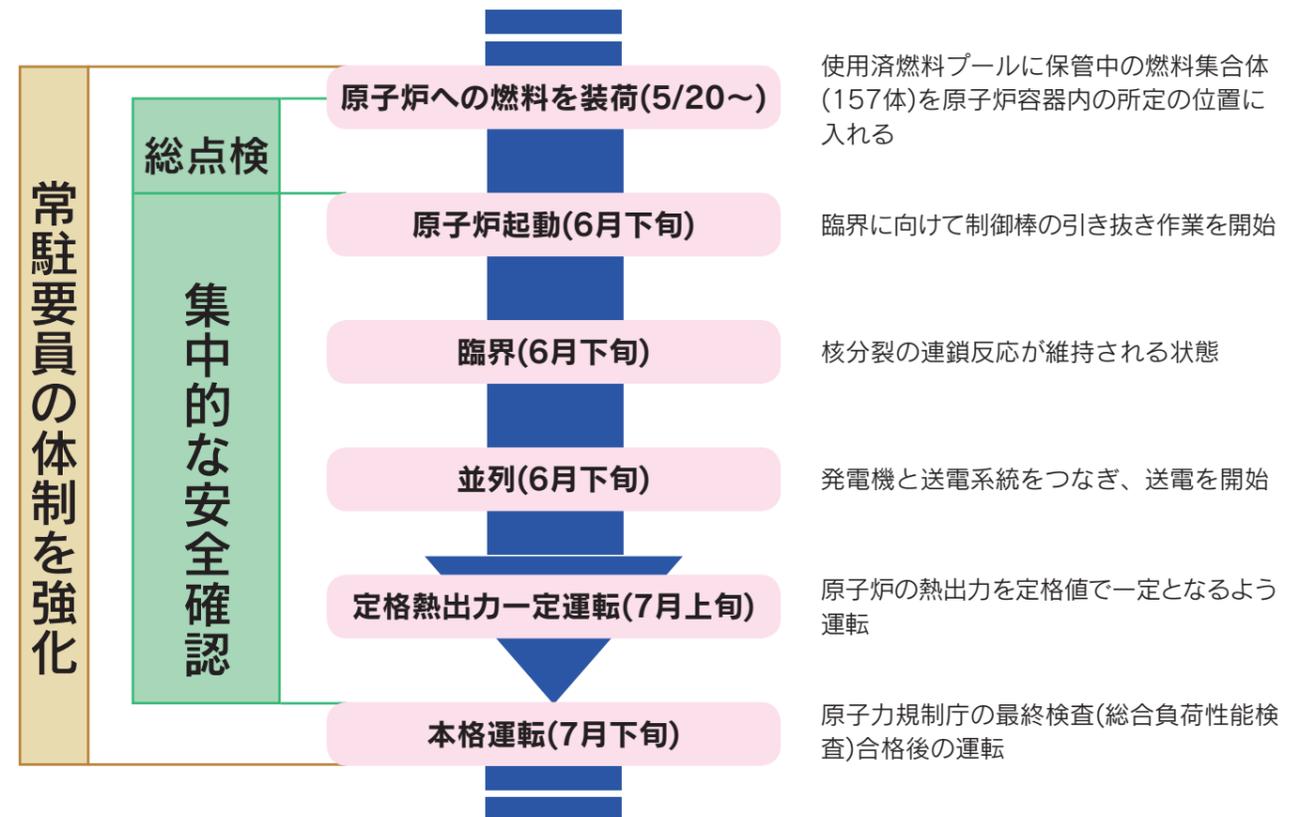
また、原子炉を冷却する系統の温度・圧力を上げる前に総点検を行うとともに、原子炉起動から本格運転開始までの作業においては、協力会社やメーカー、再稼働経験のある大飯発電所の社員等と協力の上、集中的な安全確認を行い、トラブルの未然防止を図ることとしています。

町では、再稼働にかかる作業内容を常時確認するとともに、重要な作業段階においては、県とともに現場確認に立ち会う等、安全最優先の取り組みを確認しています。

※1 原子炉を運転することが出来る期間を40年とし、その満了までに原子力規制委員会の認可を受けた場合は、1回に限り最大20年延長をすることを認める制度

※2 保安規定に定める要員数49名

再稼働工程イメージ



ごみの適正分別について

近頃、不適切な分別が多発しており、ゴミステーションでの収集やエコクル美方でのごみ処理に支障が出ています。今一度、適正なごみ分別の徹底をお願いします。

分別不適物等 例1

破砕機にて可燃ごみを破砕中に、異物が噛みこむ音と同時に破砕機の故障が発報しました。破砕機内のごみを確認し、調査したところ、次の写真のような異物が発見されました。金属等のごみが可燃ごみに混入すると、施設内機器の故障につながり、状況によっては運転を停止しごみの受け入れができなくなります。金属性のごみは、金属性の燃えなごみとして分別してください。



↑破砕機から発見された鉄の塊 (縦5cm、横14cm)

分別不適物等 例2

ゴミステーションに洗濯機を解体したと思われるごみが排出されました。洗濯機は、家電リサイクル法(特

定家庭用機器再商品化法)の適用を受ける廃棄物であるため、適正な処理をお願いします。具体的には、販売店に引き取りを依頼するか、郵便局でリサイクル券を購入して、一般財団法人家電製品協会が指定する業者へ持参するようお願いいたします。

○最寄りの搬入先

有限会社中村総合解体
住所 敦賀市木崎77-3-1



↑解体したと思われる洗濯機の洗濯槽部分



↑解体したと思われる洗濯機のモーター部分

分別不適物等 例3

ゴミステーションやエコクル美方に持ち込まれたごみの中に、ノートパソコンやパソコンを解体したと思われるごみが混入する事案が多数あ

りました。

パソコンは、小型家電リサイクルの対象となっており、エコクル美方では受け入れできません。メーカーや販売店にお問い合わせいただきすようお願いいたします。



↑持ち込まれたパソコン等

分別不適物等 例4

美浜町指定以外の収集袋で、ゴミステーションに排出してある事案がありました。必ず、美浜町指定ごみ袋で排出してください。分別は、手間がかかり大変なものです。地球の限りある資源を大切にすため、引き続き「分別徹底による資源化」と「ごみの減量化」にご協力をお願いします。

問 町住民環境課(担当・志賀)

☎ 32-6703

情報BOX

Mihama Information

美浜町役場

〒919-1192 美浜町郷市 25-25

☎ 0770-32-1111(代表)

FAX 0770-32-1115(代表)

HP <https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>

お知らせ

サマージャンボ宝くじは 県内で購入を

市町村振興宝くじサマージャンボの収益金は、市や町の明るく住みよいまちづくりに使われます。県内の市町にある宝くじ売り場で購入をお願いします。

●サマージャンボ

1等・前後賞合わせて7億円
(1等5億円・前後賞各1億円)

●サマージャンボミニ

1等・前後賞合わせて5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円)

●発売期間(同時発売)

7月13日(火)～8月13日(金)

●販売金額 1枚300円

問 (公財)福井県市町振興協会

☎ 0776-57-1633

エコクル美方「ガス化溶融施設」

令和2年度公害関係測定結果

エコクル美方ガス化溶融施設の令和2年度における稼働実績は、定期修繕工事等に伴う約2カ月の運転停止期間はありましたが、当初の年間運転計画に基づいて、予定通り運転を続けることができました。

今後も、住民の皆さんに安心して利用していただけるよう、施設の運転管理業務委託会社と十分に連絡調整を行いながら、施設の安全運転に努めていきます。

このたび、令和2年度に実施した排ガスの測定結果がまとまりましたのでお知らせします。測定結果については、すべての項目において法排出規制値を下回り、安全な運転状況を確認しています。



↑エコクル美方(右奥がガス化溶融施設)

▷排ガス測定結果

測定項目	測定実施日及び測定結果(令和2年度)				法令による排出規制値
	6月11日	9月11日	11月27日	2月15日	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	0.0019	0.00081	0	0.0019	5
ばいじん濃度 (g/Nm ³)	0.0031未満	-	0.0034未満	-	0.15
硫黄酸化物排出量 (Nm ³ /h)	0.1未満	-	0.1未満	-	16.15
窒素酸化物濃度 (ppm)	52	-	54	-	250
塩化水素濃度 (ppm)	11	-	10未満	-	429
一酸化炭素濃度 (ppm)	6	10	14	7	-
用語・単位の参考説明	質量: ng (ナノグラム) …10億分の1gを表す単位 体積: Nm ³ (ノルマルリユウベ) …1気圧0℃の1m ³ の体積を表す単位 濃度: ppm (ピーピーエム) …100万分の1を表す単位 毒性当量: TEQ(ティーイーキュー)…実測濃度に係数をかけて濃度換算したダイオキシン量の単位				

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

今年で71回目を迎える「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

7月を強調月間として、次の2点を目指します。

- 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- 犯罪や非行をした人が、再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

犯罪や非行をした人を再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立等の生きづらさという課題にわが事として関わるコミュニケーションの実現に向けて取り組みます。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問 社会を明るくする運動実施委員会

町住民環境課担当・武田美和子

☎ 32-6703

問 美浜・三方環境衛生組合

☎ 45-1215